

法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行 ②

(一社)名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長 作業環境測定士 杉山正義

今回はラベル表示・SDS交付による通知及びリスクアセスメント対象物質の追加等について説明します。

「ラベル表示・SDS等による情報伝達について」

現在、表題の対象物質は903物質となつていますが、政府によるGHS(※1)分類に基づき危険性・有害性が確認されたすべての物質は順次拡充され、当面は約2900物質まで追加される予定です。(令和6年4月1日施行)

なお、その後も比較的安全性が高い物質については危険性・有害性が確認され次第、順次追加されます。

更に、対象物質の大幅な増加や情報伝達方法の多様化に伴い、文書による交付や譲渡(提供先が承認した方法(磁気ディスクによる交付やFAX送信等))での情報伝達から、相手方が容易に情報の確認が可能であれば、相手方の承認は不要で次の方法でSDS情報の伝達が行えます。(令和4年5月31日施行)

- (1) 文書による交付、磁気ディスク・光ディスク等の記録媒体の交付
- (2) FAX送信、電子メール送信
- (3) 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達

し、閲覧を求める

また、ラベル表示対象物質(※2)を事業場内で別容器に入れ、または包装して保管するときには、その容器や包装への表示、文書の交付等によって、

①内容物の名称、②人体に及ぼす作用を明示しなければなりません。(令和5年4月1日施行)

※1 GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム) Ⅱ G

※3 ラベル表示のピクトグラム



H S文書には「物理化学的危険性」「健康に対する有害性」「環境に対する有害性」の危険有害性の分類基準が定められています。

※2 法根拠 ラベル表示対象物質(安衛法第57条第1項、SDS交付対象物質(安衛法第57条の2第1項)、リスクアセスメント対象物質(安衛法第57条の3))

ラベル表示には絵表示(ピクトグラム)(※3)が用いられ、危険性・有害性の種類やその程度が一目でわかるものであり、危険性・有害性をあらわすシンボルが枠で囲われています。

他にも「注意喚起語(危険と警告)」、「危険有害性情報」「注意書き」「製品の特長名」「供給者の特定」「補足情報」がラベルに記載すべき項目となっています。

SDS(Safety Data Sheet: 安全データシート)は化学物質の危険性・有害性等に関する情報が記載された文書であり、化学物質の譲渡・提供の際に情報伝達するものです。GHSにおいては16項目の情報を下記の順番で記載するルールとなっています。

- (1) 化学品及び会社情報、(2) 危険有害性の要約(GHS分類)、(3) 組成及び成分情報、(4) 応急措置、(5) 火災時の措置、(6) 漏出時の措置、(7) 取扱い及び保

管上の注意、(8) ばく露防止及び保護措置、(9) 物理的及び化学的性質、(10) 安定性及び反応性、(11) 有害性情報、(12) 環境影響情報、(13) 廃棄上の注意、(14) 輸送上の注意、(15) 適用法令、(16) その他の情報

SDSの情報伝達事項に新たに譲渡・提供の際に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加され、更に、従来は10%刻みであった「成分の含有量」は重量パーセントの記載が必要となりました(令和6年4月1日施行)

SDSに係る「人体に及ぼす作用」についての項目は譲渡・提供する者が、定期的に確認し、変更があった場合には更新する必要があります。(令和5年4月1日施行)

1、5年以内ごとに1回、最新の科学的知見に基づき記載内容の変更の要否を確認する

2、記載内容に変更の必要がある場合には、確認した日から1年以内に変更する

3、記載内容を変更した際には、SDS通知先に対して変更内容を通知する

SDS交付が努力義務とされる安衛法第24条の15の特定危険有害化学物質についても同様に更新・交付が努力義務となります。

務となります。

一定の化学設備等の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性・有害性等を記載した文書を交付することとなっています。(令和5年4月1日施行)

一般消費者の生活の用に供する次のような製品は、化学物質であってもラベル表示・SDS等による情報伝達について適用除外となっています。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品。「農業取締法」に定められている農薬。労働者の取扱いの過程で固体以外の状態とならず、かつ、粉末または粉状にならない製品。表示対象物質が密封された状態で取り扱われる製品。一般消費者のもとに提供される段階の食品。

今回はリスクアセスメントに関わる事項について説明します。

お詫びと訂正 令和5年5月号20ページ4段目「(4)化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務」の中で「専任」とあるのは「選任」の誤りですので、お詫びして訂正します。



化学物質支援事業パンフレット
■セミナー開催「化学物質管理セミナー」
「化学物質管理」
者研修
※本誌同封案内をご覧ください